

介護の社会化と被介護者の生活世界

北海道大学 竹中 健

1 目的

本報告の目的は、介護保険法の導入後十数年が経過した被介護者の生活の質について、その理念と実態が大きく乖離している部分に焦点をあてて、問題を顕在化することにある。法律に掲げられた崇高な理念とは裏腹に、脆弱な社会福祉財源のなかで急速な高齢化に対応していくために、国家・行政側は国民には直接見えにくいかたちでさまざまなトリックを巧妙に準備し、「適正な運用」を行ってきた。財政基盤は自治体ごとに異なり、同一の法に基づいた福祉サービスであるのにもかかわらず、実際には国民が手にできるサービスは、たとえ同一の状況にあっても地域により異なる実態がある。また、市場原理に乗せたサービス提供は、国家が事業所に対する介護報酬をコントロールすることで、たとえ利用者が生命維持のうえで真に渴望する逼迫した介護内容であっても、介護サービス提供者は、それが事業である限り、利益が得られなければ提供することはない。

このような矛盾を含む事例を取り上げて、問題を切り取ることを本報告の目的とする。

2 方法

同一の状況において東京都A区と茨城県B市とで介護保険法の適応が異なる事例に着目した。行政担当者の法や条例に対する解釈の相違はどこからきているのかを特定する。またA区の事業所aとB市の事業所bは、利用者本人およびケア・マネージャーの要望したサービス提供の依頼にたいして、異なった対応をおこなっていた。なぜ事業所aは該当サービスを受諾し、事業所bは拒絶したのか、その理由を明らかにする。両地域の高齢者福祉行政担当者および両事業所の責任者、ケア・マネージャーからの聞き取りを行った。

3 結果

財政上の余裕があるA区における介護保険法の適応範囲の解釈は広く、相対的に余裕のないB市の適応範囲は狭いものであった。担当する行政官の法および条例の解釈は、A区の担当者はB市の担当者に比較して被介護者の健康維持に繋がるより多くのサービスを認めるものであった。a事業所は、相対的に自由にケア・マネージャーの作成したケア・プランに従ってサービスを提供していた一方で、b事業所はB市および茨城県の指導や監査にたいしては過剰にセンシティブであり、提供できるサービスとできないサービスとの線引きに熱心であった。聞き取りの際、b事業所の現場の最高責任者は、利用者側のニーズや必要性という観点にはほとんど関心を示さず、行政および厚生労働省の指針や指導・監査に適合するか否かに意識は集中していた。b事業所の施設長は、行政上の監視のみではなく、介護報酬の改正にともなう営業上の利益確保という観点からも、介護保険の基準とは別に、ある水準を超えてのサービスの提供は営利上提供できない仕組みがすでにしっかり確立していることにも言及した。

4 結論

介護の社会化は、未だに道半ばで多くの問題を有している。理念と実態は乖離している。介護状況の地域間格差、必要とされている介護サービスが現実には市場原理の必然的な壁に阻まれて頓挫しており、それを真に必要としている全ての人びとには行き届いていない事実がある。